事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



NO! カスハラ

2026年10月1日から
カスハラ防止措置が
事業主の義務となります。

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

総務 グループ

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。

詳しくはコチラ

NO ハラスメント

ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/ NOハラスメント

厚生労働省 | 警察庁 | 金融庁 | 消費者庁 | こども家庭庁 | 総務省 | 法務省 | 文部科学省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 中小企業庁 | 国土交通省